

国住総第 137 号
平成 17 年 12 月 26 日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

犯罪被害者等の公営住宅への入居について

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下「犯罪等」という。）により害を被った者やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に係る総合的な施策を講ずることを目的として、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）が公布・施行され、同法第 16 条において、「犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定」を図るために「公営住宅への入居における特別の配慮」を行うこととされている。

については、犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するため、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 357 号）により可能となる、配偶者からの暴力被害者（以下「DV被害者」という。）の公営住宅への単身での入居について、「公営住宅法の一部を改正する法律の施行について」の一部改正について」（平成 17 年 12 月 26 日付雇児発第 1226001 号・社援発第 1226001 号・国住総第 135 号）及び「公営住宅法の一部を改正する法律の運用について」の一部改正について」（平成 17 年 12 月 26 日付国住総第 136 号）によりの確な運用を図るとともに、DV被害者を除く犯罪被害者等の公営住宅への入居の取扱いについて、下記の事項により特段の配慮をお願いする。

併せて、DV被害者の公営住宅における優先入居及び目的外使用については、「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成 16 年 3 月 31 日付国住総第 191 号）によることとされているところであるが、当該通知を別添のとおり改正するので、留意されたい。

また、本通知による犯罪被害者等の公営住宅への入居に係る取扱いについては、各都道府県警察本部犯罪被害者対策主管部局等と調整の上、平成 18 年 2 月 1 日以降に開始することとされたい。

なお、貴管内の事業主体に対しても、この旨周知されるようお願いする。

おって、本件については、警察庁、法務省及び厚生労働省の関係部局と打合せ済みであるので念のため申し添える。

記

第一 公営住宅への入居の取扱いについて

一 犯罪被害者等（DV被害者を除く。以下同じ。）については、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことが可能であること。

二 優先入居を認められる犯罪被害者等は、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される者であること。

① 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者

（例）・殺人、過失致死、業務上過失致死等により勤労者が亡くなった場合

・身体を害されたため転職等を余儀なくされた場合

・虚偽の風説の流布により廃業に追い込まれた場合

② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者

イ 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者

（例）・放火、器物損壊等により住宅が滅失し居住の用をなさなくなった場合

ロ 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者

（例）・詐欺等により住宅が奪われた場合

ハ 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者

（例）・凄惨な殺害現場の目撃や性犯罪、著しいストーカー被害等によりいわゆるPTSDとなった場合

三 事業主体は、入居申込者から前記二に係る犯罪被害の申告があった場合には、次により申告内容の確認を行うこと。

① 申告の内容については、被害届等を行った警察署名のほか、被害者の氏名、住所等（本人又は遺族・家族であることの確認）、被害の年月日時、場所、模様など、警察当局への被害届等の内容に準じて申告させるとともに、その内容について警察当局へ確認を行うこと及び必要に応じて警察又は検察当局（国土交通省住宅局を通じ法務省刑事局に対して行う。）に事件の処理状況（送検の確認又は処分の状況等）を確認することについて入居申込者から同意書を提出させること。

なお、入居申込者が交通事故の被害者である場合は、交通事故証明書又はその写しを添付させることとし、被害者であるかどうかなど、当該証明書によっても不明な点について警察当局への確認を行うこと。

② 事業主体から都道府県警察本部犯罪被害者対策主管部局を窓口として、申告内容について確認の申し入れを行うこと。

警察の確認への対応は、原則として当該被害届等の取扱い警察署の担当課（係）が行うが、この際、捜査に支障のある情報等については回答を得られない場合があることに留意すること。

また、得られた情報については、申告内容に係る情報とともに細心の管理を行うこと。

③ 申告内容が虚偽であると疑われる状況になった場合は、事業主体は、入居申込者又は入居者に対し事件の処理状況等について聴取した上、必要に応じ、警察又は検察当局に聴取事項の確認を行うこと。

また、入居後に申告内容が虚偽であることが判明した場合には、公営住宅法第 32 条第 1 項第 1 号の不正入居に該当するものとして、当該不正入居者に対して明渡しを請求するとともに、明渡請求後も退去しない場合には、同条第 3 項に基づき近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額の金銭を徴収するなど、法に基づき厳正に対処すること。

四 事業主体は、前記二の犯罪被害者等に係る公営住宅の入居者資格のうち、収入の額の認定に当たっては、一時的な減収であるかどうかを留意しつつ、犯罪被害後の収入により判定することとし、住宅に困窮しているかどうかの判断に当たっては、保険金等を踏まえ一時的なものであるかどうかや世帯分離の必要性に留意しつつ、的確に判定すること。

第二 公営住宅の目的外使用について

一 事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「補助金適正化法」という。）第 22 条の規定に基づく承認を得た上で、犯罪被害者等に公営住宅を目的外使用させることが可能であること。

二 目的外使用によって入居を認められる犯罪被害者等は、第一の二の要件を満たし、かつ、公営住宅の入居者資格のうち、公営住宅法第 23 条第 3 号に規定する住宅困窮要件を満たす者であること。なお、同条第 1 号に規定する同居親族要件及び同条第 2 号に規定する収入要件も満たす者については、公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる事情がある者に限られること。

三 目的外使用に係る期間については、原則として 1 年を超えない期間とすること。

また、当該犯罪被害者等の住宅に困窮する実情や収入、事業主体における公営住宅ストックの状況等を勘案の上、使用期間の更新により継続して使用させる等弾力的に運用し、適切な期間とするよう配慮するものとともに、前

記二の同居親族要件及び収入要件を満たす者については、当該犯罪被害者等の実情に応じ、期間中に公募により入居できるよう配慮するものとする。

四 目的外使用させる場合の使用料については、公営住宅の入居者に係る家賃と均衡を失しない範囲で、前記二の犯罪被害者等の実情に応じて適切に設定するものとする。

五 目的外使用に当たっては、事業主体が「犯罪被害者等のための公営住宅目的外使用計画」を別記様式一により地方整備局長等（補助金適正化法第 26 条第 1 項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を得た場合には、補助金適正化法第 22 条に規定する承認があったものとして取り扱うこととする。

なお、当該事業主体は、当該公営住宅を前記二の犯罪被害者等に目的外使用させたときから一ヶ月以内に、別記様式二により地方整備局長等に報告すること。

第三 事業主体間における連携について

一 犯罪被害者等によっては、二次的被害の防止等の観点から、犯罪被害者等の従前の居住地とは異なる市町村に存する公営住宅における入居又は目的外使用が必要となる場合が想定されるため、そのような取扱いが円滑に行われるよう、入居者資格における居住地要件の緩和に配慮するとともに、都道府県営住宅における広域的な対応や市町村も含む事業主体相互間における緊密な連携に努められたい。

二 前記一の観点から、都道府県におかれては、当該都道府県下の市町村及び他の都道府県と緊密な連携をとりつつ、犯罪被害者等からの照会等犯罪被害者等の居住の安定確保への要望に適切に対応されたい。

第四 関係機関との連携について

一 前記第一及び第二の実施に当たっては、事業主体は、各都道府県の警察及び検察当局等の関係機関との緊密な連携を図り、犯罪被害者等の支援のために適切な対応を図るよう努められたい。

二 特に被害直後等の犯罪被害者等への公営住宅に係る情報提供については、前記一の関係機関の協力を得つつ、積極的に対応されたい。

〇〇地方整備局長 殿

事業主体の長 氏 名 印

犯罪被害者等のための公営住宅目的外使用計画について

標記について、下記により承認願いたく申請する。

記

- 1 目的外使用の対象とする犯罪被害者等
- 2 犯罪被害者等のために目的外使用することが必要な戸数及びその根拠
- 3 目的外使用に係る期間
- 4 目的外使用に係る団地名等

団地名	所在地	建設 年度	団地 総戸数	使用 戸数	補助金 交付年度	備考 (最近の 応募倍率)

5 事業主体における公営住宅の過去3カ年の応募状況等

年度	募集戸数	応募倍率	備考

(注) 募集戸数は、当該年度における新築及び既存住宅に係る募集戸数である。

6 事業主体における公営住宅の空家戸数等

(平成 年 月 日現在)

公営住宅管理戸数	公営住宅空家戸数	公営住宅空家率	備考
戸	戸	%	

(注) 空家戸数には、建替を控えたいわゆる政策空家を除く長期空家（1年以上入居者を募集しているにもかかわらず入居のない空家）の戸数を計上すること。

- 7 犯罪被害者等に対する主な目的外使用の条件
- 8 目的外使用料について

別記様式2

番 号
年 月 日

〇〇地方整備局長 殿

事業主体の長 氏 名 印

犯罪被害者等による公営住宅の目的外使用の報告について

標記について、下記のとおり報告する。

記

公営住宅の目的外使用						備 考
団地名	所在地	戸数	開 始 年月日	使用期間	使用料	

(別添)

「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」
(平成16年3月31日付国住総第191号)の記の一部改正

第一の二を次のように改める。

二 優先入居を認められるDV被害者は、以下のいずれかに該当する者であること。

- ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- ② 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第二の二中「第2号に規定する収入要件及び同条」を削り、「あること。」の下に「なお、同条第2号に規定する収入要件も満たす者については、公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる事情がある者に限られること。」を加える。

第二の三中「上記二のDV被害者の実情を勘案し、概ね半年から1年を基本」を「原則として1年を超えない期間」に改め、「実情や」の下に「収入、」を加え、「配慮する」の下に「とともに、前記二の収入要件を満たす者については、当該DV被害者の実情に応じ、期間中に公募により入居できるよう配慮する」を加える。

第二の四中「本来入居者」を「入居者」に改める。

第三の本文中「行われることとなるよう、」を「行われるよう、入居者資格における居住地要件の緩和に配慮するとともに、」に改め、本文を一号とし、同号の次に次を加える。

二 前記一の観点から、都道府県におかれては、当該都道府県下の市町村及び他の都道府県と緊密な連携をとりつつ、DV被害者からの照会等DV被害者の居住の安定確保への要望に適切に対応されたい。

第四の本文中「DV法」を「配偶者暴力防止等法」に改め、本文を一号とし、同号の次に次を加える。

二 特に被害直後等のDV被害者への公営住宅に係る情報提供については、前記一の関係機関の協力を得つつ、積極的に対応されたい。

別記様式1の記6中「倍」を「%」に改める。